

京都市訓令甲第19号

庁 中 一 般

京都市助役事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第1条第1項の表松井助役の項を削り、同表星川助役の項を次のように改める。

星 川 助 役	文化市民局，産業観光局，区役所及び上下水道局に属する事務並びに市会事務局及び農業委員会事務局に関する事務
上 原 助 役	環境局，保健福祉局及び会計室に属する事務並びに教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局及び監査事務局に関する事務

第2条第1項中「，地球温暖化対策に関する事務は松井助役が」を削り，「星川助役が」の右に「，地球温暖化対策に関する事務は上原助役が」を加え，同条第2項中「星川助役」を「上原助役」に改める。

附 則

この訓令は，平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)